

70歳以上の人

令和8年8月から令和9年7月

所得区分		【月間上限】		【年間上限】
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ ＜多数回該当：140,100円＞		1,680,000円
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ ＜多数回該当：93,000円＞		1,110,000円
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ ＜多数回該当：44,400円＞		530,000円
一般	課税所得 145万円未満 ※1	22,000円	61,500円 ＜多数回該当：44,400円＞	外来：216,000円 世帯：530,000円 ※2
低所得Ⅱ	住民税非課税	11,000円	25,700円 ＜多数回該当：24,600円＞	外来：96,000円 世帯：290,000円
低所得Ⅰ	住民税非課税 （一定所得以下）	8,000円	15,700円	180,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合、または旧ただし書所得210万円以下の場合も含む

※2 課税所得が28万円未満の区分に該当すると確認できた人は、41万円が適用される。